

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 中国における会社清算時の税務留意点

中国において子会社を清算する際には、殆どの場合税務調査が入ります。税務調査は税務局との対応を誤ると6カ月以上の長期に亘ることも少なくなく、事前に税務上の留意点を洗い出しておく必要があります。ここでは税額に大きな影響が生じる可能性のある留意点について述べていきます。

1. 優遇税制

中国は外国投資を促進するために、外資系企業に対して優遇税制を設けています。会社を清算する際、当該優遇税制により減免された税金の返還を求められる可能性があります。

(1) 企業所得税

優遇税制の適用を受けている場合には、適用条件の確認が必要となります。例えば、利益の出た第1年目、第2年目は免税、第3年目から第5年目は50%減免になる「二免三減」制度は経営期間が10年以上の生産型企業に限って享受できる制度です。10年未満で解散した場合、今まで優遇を受けた税金を返還しなければなりません。

(2) 関税・増値税

奨励類企業の輸入設備の関税及び増値税が免除される制度に関しては、これら免税された設備は一定期間に渡って事業の用に供することが義務付けられているので、会社を途中で解散した場合、さかのぼって関税及び増値税を納付しなければなりません。

以上のように、中国子会社の適用を受けている優遇税制については事前に分析して解散時期を検討する必要があります。

2. 増値税

増値税は日本の消費税に相当する税金です。原則として支払った増値税は仮払増値税として、売上に係る仮受増値税から控除することができますが、非正常損失が生じた仕掛品、製品等に仕入税額控除は認められていません¹。従って清算をする際に貸借対照表に仕掛品、棚卸資産等が計上されている場合、購入時に支払った増値税は将来にわたって控除できる増値税がないため、それらに係る損失を計上する際に増値税を返還しなければなりません。

固定資産についても同様の考え方ですが、固定資産については仕入税額控除の時期によって返還する税額が異なってきます。2008年12月31日以前に購入した固定資産については2%、2009年1月1日以降に購入したものは17%となります。これは2008年12月31日以前に購入した固定資産については仕入税額控除が認められていなかったことによる調整措置となります²。

3. 移転価格

中国では移転価格調査の重点企業として「利益水準と負担する機能リスクが明らかに対応していない企業」（特別納税調整実施弁法第29条）を選定しており、ローリスク負担の企業に損失が続いている場合には移転価格の是正を求められる可能性があります。

その中でも特に「単一生産、卸売等有限なリスクを負担する企業は金融危機の市場並びに戦略等のリスクを負うべきでなく、機能リスクと利益に相応する移転価格原則に従い、合理的な利益水準を維持す

¹ 増値税暫定施行条例第10条

² 「全国の増値税方式転換改革実施にかかる若干の問題に関する通知（財税[2008]170号）」



Grant Thornton

An instinct for growth™

ること」（国税函[2009]363号、以下「363号」という）とされており、単一生産、卸売等に從事している中国子会社が損失を計上することは原則として予定されていません。中国の子会社が単一生産、卸売等に從事していると認められ、損失を計上している場合には事前に同期資料を準備する等の慎重な対応が必要と考えられます。

お見逃しなく！

中国の延滞税は1日あたり0.05%であり年間18.25%であり、本来の納税義務発生日より納付日まで延滞税が課されます。過少納付等による追徴期間は原則3年、特段の事由があるときには5年とされているため³、こちらも清算時期の検討要因となる場合があります。

³ 租税徴収管理法第52条